

二戸地方振興局長告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の3第5項において準用する法第48条第9項において準用する法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更の協議を適当と決定した。

なお、法第96条の3第5項において準用する法第48条第9項において準用する法第8条第6項の規定により、平成22年3月25日から同年4月21日まで関係書類を縦覧に供する。

平成22年3月23日

二戸地方振興局長 佐々木 雄 康

土地改良事業を行う市町村の名称	地区名	縦覧書類	縦覧場所
軽米町	下河南	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	軽米町役場